

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.159

【共通】問1 防災管理制度（消防法第36条に基づき、一定の建築物その他の工作物の管理について権原を有する者に対して消防法第8条の規定を読み替えて準用して、防災管理者の選任、消防計画の作成、防災管理上必要な業務を行うことが義務付けられている制度をいう。）に関する規定として、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 防災管理制度の対象となる火災以外の災害は、地震及び風水害である。
- (2) 防災管理制度の対象である建築物その他の工作物は、法第8条の2の5第1項の規定により自衛消防組織を置かなければならぬ防火対象物と同じである。
- (3) 都道府県知事が行う防災管理に関する講習の課程を修了した者で、防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものは、防災管理者の資格を有している。
- (4) 防災管理者に、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせてはならない。

【消防用設備等】問1 地下街に関する規制について、消防法令上正しいものを一つ選びなさい。

- (1) 地下街は、地下の工作物に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものをいうと定義されており、当該地下道は含まれない。
- (2) 地下街は、消防法施行令別表第1（16の2）に掲げる防火対象物であり、同表(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が（16の2）項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。
- (3) 延べ面積1,000m²以上の地下街には、ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない。
- (4) 地下街は、床面積にかかわらず、消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない。

【消防用設備等】問2 消防用設備等の技術上の基準において、合成樹脂製の配管（気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものに限る。）の使用が認められている消防用設備等は次のうちどれか。

- (1) スプリンクラー設備
- (2) 不活性ガス消火設備
- (3) 粉末消火設備
- (4) 連結送水管

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）に基づく命令の事前手続や不服申立てに関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の3第1項に基づき消防吏員名で発出した物件の除去命令に不服がある場合には、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、当該処分庁の最上級行政庁である市町村長（東京消防庁管内は都知事）に対して審査請求することができる。
- (2) 法第17条の4第1項に基づき消防署長名で発出した消防用設備等の設置命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当該処分庁の直近上級行政庁である消防長に対して審査請求することができる。
- (3) 法第8条の2の3第6項に基づき消防署長名で防火対象物点検の特例認定の取消しを行う場合には、事前手続きとして、聴聞を実施しなければならない。
- (4) 法第5条第1項に基づき消防署長名で防火対象物の改修命令を発出する場合には、事前手続きとして、弁明の機会を付与しなければならない。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）第4条及び第4条の2に基づく立入検査等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条第1項に基づく立入検査は、平成14年の法改正により、従前、規定されていた立入検査を行う場合の時間制限及び事前通告が撤廃され、消防長又は消防署長が火災予防のために必要があると認める場合は、深夜でも立入検査を実施することができる。
- (2) 法第4条第1項に基づく立入検査は、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、かつ、火災予防の観点から行われるべきであり、火災予防に関係のない事項、例えば、防臭、防音等にわたることは許されない。
- (3) 法第4条の2第1項に基づく消防団員の立入検査は、消防長又は消防署長が火災予防のために特に必要があると認めた場合に実施できるものであり、消防長又は消防署長は立入検

- (1) 誤り。第6条（努めるものとする、が正しい。）
- (2) 誤り。第12条（努めるものとする、が正しい。）
- (3) 正しい。第16条
- (4) 正しい。第17条
- (5) 正しい。第23条

[救助]**問1 答 (1)**

解説 国際緊急援助隊の派遣に関する法律第1条、第2条、第36条参照。

[原子力]**問1 答 (1)**

解説 原子力災害対策指針（令和2年10月28日 原子力規制委員会）第2(2)(2) (ii) 表3参照。

[無線工学]**問1 答 (2)****[国民保護]****問1 答 (1)**

解説 (1) 誤り。（国民保護法において、国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画を消防長が作成するという規定は無い。）
 (2) 正しい。国民保護法第34条第1項参照。
 (3) 正しい。国民保護法第35条第1項参照。
 (4) 正しい。国民保護法第36条第1項参照。
 (5) 正しい。国民保護法第36条第2項参照。

[警防]**問1 答 (3)**

解説 燃料タンクを搭載しているのは、ハイブリッド自動車である。

<消防司令問題>**[消防法規]****問1 答 (2)**

解説 (1) 設けられていないため、誤り。
 (2) 正しい。
 (3) 義務を負うため、誤り。
 (4) 強制できるため、誤り。
 (5) 補償しなければならないため、誤り。

[人事管理]**問1 答 (3)**

解説 (1) 処分できないため、誤り。
 (2) 処分できないため、誤り。

- (3) 正しい。
- (4) 処分できるため、誤り。
- (5) 処分できるため、誤り。

[地方自治制度]**問1 答 (5)**

解説 (1) 1回以上あるため、誤り。
 (2) 監査委員が必要と認める時に行われるため、誤り。
 (3) 長が審査に付すため、誤り。
 (4) 監査委員が必要と認める時等に行われるため、誤り。
 (5) 正しい。

[警防]**問1 答 (3)**

解説 一酸化炭素の発生が予測される災害現場では、各隊での現場管理ではなく、指揮本部長の下、活動管理を徹底する。

[救急]**問1 答 (1)、(4)**

解説 改定第9版上巻P.387、表III-1-37に記載のとおり。
 (1) デフュージングの目的は、自由な会話によるストレスの発散
 (4) デブリーフィングの実施者は、心理、精神保健の専門家

問2 答 (1)、(3)

解説 改定第9版上巻P.169、表II-1-109に記載のとおり。
 (1) 抗利尿ホルモンは下垂体後葉から分泌
 (3) アドレナリンは、副腎髓質から分泌

問3 答 (4)

解説 患者等搬送事業認定基準参照。(4)は誤り。消防長の求めに応じて報告。

<予防技術検定>**[共通]****問1 答 (2)**

解説 法第36条第1項では、法第8条の防火管理に関する規定、法第8条の2の統括防火管理に関する規定、法第8条の2の2の防火対象物点検報告に関する規定及び法第8条の2の3の防火対象物定期点検報告の特例に関する規定を「火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるもの」について準用

するとされている。本設問は、このうち、法第8条の防火管理に関する規定を準用して義務付けられる防災管理に関する規定に係る問い合わせである。

- (1) 令第45条。防災管理制度の対象となる災害は、火災以外の災害で政令で定めるものとされており、令第45条において当該災害は「地震」と「毒性物質の発散」その他の総務省令で定める原因(=毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出の恐れがある事故(規則第51条の3))により生ずる特殊な災害」と規定されているため、誤り。
- (2) 令第46条。正しい。なお、自衛消防組織を置かなければならぬ防火対象物は、法第8条第1項により防火管理者に防火管理上必要な業務を行わせることが義務づけられている防火対象物のうち、多数の者が出入りするものであり、かつ大規模なものとして政令で定めるものとされており、令第4条の2の4において、令別表第1(1)から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上で、延べ面積が1万m²以上のものなどが定められている。
- (3) 令第47条。防災管理者の資格を有する者は、同第1項第1号から第4号のいずれかに掲げる者で、令第46条の防災管理制度の対象である防火対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとされている。令第47条第1項第1号では、「第3条第1項第1号イ又はロに掲げる者で、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う防災管理対象物の防災管理に関する講習の課程を修了したもの」と規定されており、本肢はこの要件に近いが、都道府県知事等が行う防災管理に関する講習の課程を修了することだけではなく、甲種防火管理講習の課程を修了すること(令第3条第1項第1号イ)又は大学又は高等専門学校において防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で1年以上防火管理の実務経験を有すること(令第3条第1項第1号ロ)も必要とされているため、本肢は誤り。
- (4) 法第36条第2項。防災管理制度の義務の対象である建築物その他の工作物のうち防火管理制度の義務の対象である防火対象物であるものにあっては、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、防災管理者に、法第8条第1項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせなければならないとされており、本肢は誤り。これは、火災と火災以外の災害には発生時における在館者の避難誘導等の対応について違いがあるため、防火管理者と防災管理者の求められる業務にも異なる点があるが、大規模・高層の建築物等における総合的な自衛消防力の確保という観

点からは、そのような管理業務はむしろ一体的に行われることが望ましいと考えられることから、防災管理者と防火管理者がそれぞれ別個に管理業務を行うのではなく、防災管理者に防火管理者の業務を合わせて行わせることとしている。なお、この場合、防災管理者は、防火管理者としての地位で防災管理業務を行うこととなるため、管理権原者は、当該防災管理者を別途防火管理者として選任する手続き等を行うことが必要である(逐条解説消防法第三版P.805~P.806参照)。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説 地下街は、法第8条の2において「地下の工作物に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものとその地下道とを合わせたものをいう」と定義されている。地下街を構成する店舗等としては、飲食店、食料品店、洋品衣料店等が大きな比率を占めているのが一般的であり、①飲食店等においては何らかの形で火気を取り扱っており、衣料品店等には易燃性の商品が多量にある等出火危険性及び延焼危険性が高いこと、②火災時に発生する煙により視界が遮られ避難困難となるほか、消火活動や救助活動が困難となり易いこと、③火災発生時に客等が限定された出入口や避難階段に殺到し、パニック状態に陥りやすいこと、④地震発生時における停電や出水による複合的な危険性が高いこと等の特徴がある(消防法施行令解説第二版P.223参照)。なお、令和2年版の消防白書によると、消防法令上の地下街は全国で61件あり、そのうち86.9%の53件が21大都市(東京都特別区及び指定都市)にある(令和2年3月31日時点)。

- (1) 法第8条の2。先述のとおり、連続して地下道に設けられた施設だけではなく、地下道を合わせたものとされているため、誤り。
- (2) 令別表第1。地下街は、同表(16の2)項に掲げる防火対象物であるが、同表備考2において、「(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の2)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。」とされているため、誤り。なお、同表備考3及び4において、(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項や(17)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、当該選択肢のとおり、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなすと規定されているため、これらの防火対象物の取扱いとの違いについても併せて覚えておいて欲しい。
- (3) 令第21条の2第1項第1号。正しい。ガス漏れ火災警報設備については、昭和55年8月に発生した静岡駅

前ゴールデン街ガス爆発火災事故を契機として設置の義務付けが行われたものである。地下については、密閉性が高いためガスが溜まりやすいこと、ガスが爆発した場合に圧力が抜けにくく、被害が大きくなる可能性が高いこと、消防活動が困難であること、利用者のパニックが懸念されること等を踏まえて、その設置が義務付けられている（消防法施行令解説第二版P.460～P.462参照）。

- (4) 令第36条第2項。地下街は、延べ面積が1,000m²以上の場合に、消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない。

問2 答 (1)

解説 消防用設備等の配管は従来金属製のものを使用することが規定されていたが、性能が優れた合成樹脂製の配管が開発されてきたことを踏まえ、平成13年3月に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び屋外消火栓設備の配管として、気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合する場合には合成樹脂製のものを用いることができるよう消防法施行規則の一部が改正されたが、連結送水設備及び連結送水管は消防活動上必要な施設であるため改正の対象外とされた（「消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成13年3月30日付け消防予第102号）参照）。

- (1) 規則第14条第1項第10号。配管は、規則第12条第1項第6号の規定により設けるとされており、合成樹脂製の配管の使用が認められている。
- (2) 規則第19条第5項第7号口。不活性ガス消火設備には鋼管又は銅管を使用することとされており、合成樹脂製の配管の使用は認められていない。
- (3) 規則第21条第4項第7号。粉末消火設備にも不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備と同様、鋼管又は銅管を使用することとされており、合成樹脂製の配管の使用は認められていない。
- (4) 規則第30条の3第1項第3号。配管は、規則第12条第1項第6号イ及びニ(イ)の規定の例により設けることとされており（規則第12条第1項第6号ニ(ア)の規定は除かれている）、合成樹脂製の配管の使用は認められない。なお、連結散水設備及び連結送水管の配管を地中埋設部分に用いる場合など防火対象物の位置、構造、設備が一定の要件を満たす場合には、令第32条を適用して合成樹脂製の配管の使用を認めてよいとする質疑応答が発出されているので、執務上の参考とされたい（「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（令和2年1月17日付け消防予第14号））。

【防火査察】

問1 答 (2)

- 解説** (1) 行政不服審査法第4条及び法第5条の4により正しい。
- (2) 行政不服審査法第4条により審査請求をすべき行政庁は、当該処分庁の最上級行政庁である市町村長（東京消防庁管内は都知事）であるので、誤り。
- (3) 違反処理マニュアルにより正しい。
- (4) 行政手続法及び違反処理マニュアルにより正しい。

問2 答 (4)

- 解説** (1) 法及び法の解説（逐条解説消防法）により適当。
- (2) 法及び法の解説（逐条解説消防法）により適当。
- (3) 法及び法の解説（逐条解説消防法）により適当。
- (4) 消防団員の立入検査は、消防本部及び消防署を置く市町村についても、消防団員に補完的に立入検査を実施させることはできるので、不適当。

【危険物】

問1 答 (4)

解説 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準については、施設の設置形態、取り扱う危険物の種類・指定数量の倍数、危険物の取扱形態などの条件に応じて特例基準等が定められており、建築物の構造等によって災害規模の局限化・災害拡大防止措置を図ることにより、保安距離の規定が適用されないこととされているものがある。(1)～(4)のうち(4)の専ら充てん作業を行う一般取扱所については、その特例基準において、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号（保安距離）の規定が適用されている。

- (1) 令第10条第3項参照。
 (2) 規則第16条の2の3参照。
 (3) 規則第28条の55参照。
 (4) 規則第28条の58参照。

問2 答 (3)

解説 製造所等は、その規模、危険物の品名・最大数量等により、「著しく消火困難なもの」「消火困難なもの」及び「その他」に区分され、消防設備の技術上の基準がそれぞれ定められている。製造所等のうち、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び第2種販売取扱所については、すべてが「その他の製造所等」に区分されている。

- (1)～(4)令第20条第1項第1号～第3号、規則第33条～第35条参照。